

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 <u>広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの</u> <u>県税室長（盛岡広域振興局にあつては県税部納税室管理課長</u> <u>、県南広域振興局にあつては県税部又は県税部県税センター</u> <u>の納税課長、沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センタ</u> <u>ーにあつては県税室納税課長）</u>である出納員に対する委任事 項</p> <p>当該広域振興局又は<u>広域振興局経営企画部地域振興センタ</u> <u>ー若しくは県税部県税センター</u>に係る次の事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>個人の市町村民税及び森林環境税並びにこれらに附帯</u> <u>する歳入歳出外現金（以下1において「個人の市町村民税</u> <u>等」という。）並びに個人の市町村民税等に係る保管有価</u> <u>証券の出納（支払請求書による資金の交付を含む。）及び</u> <u>保管（会計規則第120条第2号ウの区分により整理される</u> <u>個人の市町村民税等の保管を除く。）を行うこと。</u></p> <p>(8) <u>個人の市町村民税等（会計規則第120条第2号ウの区</u> <u>分により整理されるものを除く。）の記録管理を行うこと</u></p> <p>—</p>	<p>1 <u>広域振興局県税部若しくは経営企画部県税室の納税課長又</u> <u>は岩手県県税センター管理課長</u>である出納員に対する委任事 項</p> <p>当該広域振興局又は<u>岩手県県税センター</u>に係る次の事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 1に掲げるもののほか、<u>広域振興局県税部又は経営企画部</u> <u>県税室の納税課長</u>である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) <u>個人の市町村民税及び森林環境税並びにこれらに附帯</u> <u>する歳入歳出外現金（以下「個人の市町村民税等」という</u> <u>。）並びに個人の市町村民税等に係る保管有価証券の出納</u> <u>（支払請求書による資金の交付を含む。）及び保管（会計</u> <u>規則第120条第2号ウの区分により整理される個人の市町</u> <u>村民税等の保管を除く。）を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>個人の市町村民税等（会計規則第120条第2号ウの区</u> <u>分により整理されるものを除く。）の記録管理を行うこと</u></p> <p>—</p>
<p>2 1に掲げるもののほか、<u>盛岡広域振興局県税部納税室管理</u> <u>課長</u>である出納員に対する委任事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>軽自動車税の環境性能割及びこれに附帯する歳入歳出</u> <u>外現金（以下2において「軽自動車税環境性能割等」とい</u> <u>う。）並びに軽自動車税環境性能割等に係る保管有価証券</u> <u>の出納（支払請求書による資金の交付を含む。）及び保管</u></p>	<p>3 1に掲げるもののほか、<u>岩手県県税センター管理課長</u>であ る出納員に対する委任事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>軽自動車税の環境性能割及びこれに附帯する歳入歳出</u> <u>外現金（以下「軽自動車税環境性能割等」という。）並び</u> <u>に軽自動車税環境性能割等に係る保管有価証券の出納（支</u> <u>払請求書による資金の交付を含む。）及び保管（会計規則</u></p>

(会計規則第120条第2号エの区分により整理される軽自動車税環境性能割等の保管を除く。)を行うこと。

(4) [略]

3 [略]

4 3に掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部福祉課長(盛岡広域振興局保健福祉環境部及び県南広域振興局保健福祉環境部にあっては、保健福祉室福祉課長)である出納員に対する委任事項

[略]

5 3及び4に掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部の福祉課長(盛岡広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室保護課長、県南広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室福祉課長)又は保健福祉環境センター福祉課長である出納員に対する委任事項

(1)～(3) [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 県南広域振興局土木部北上土木センター管理課長、遠野土木センター管理用地課長又は千厩土木センター管理課長である出納員に対する委任事項

(1)～(4) [略]

10 [略]

11 [略]

12 地方公所(予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。)のうち、合同庁舎等を庁舎とする地方公所以外の地方公所並びに岩手県漁業取締事務所及び教育事務所に係る出納員に対する委任事項

当該地方公所に係る次の事項(給料その他の給与並びに集中管理に係る報酬、共済費及び通勤に係る費用弁償に係るものを除く。)

(1) 歳入金¹の収納及び保管を行うこと(岩手県漁業取締事務所及び教育事務所を除く。)

(2) [略]

(3) 生産物売払収入金から当該売払いに係る市場手数料を繰り替えて支払うこと(岩手県漁業取締事務所及び教育事務所を除く。)

(4) 歳入歳出外現金等の出納及び保管を行うこと(岩手県漁業取締事務所及び教育事務所を除く。)

第120条第2号エの区分により整理される軽自動車税環境性能割等の保管を除く。)を行うこと。

(4) [略]

4 [略]

5 4に掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部福祉課長(盛岡広域振興局保健福祉環境部及び県南広域振興局保健福祉環境部にあっては、保健福祉室福祉課長)である出納員に対する委任事項

[略]

6 4及び5に掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部の福祉課長(盛岡広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室保護課長、県南広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室福祉課長)又は保健福祉環境センター福祉課長である出納員に対する委任事項

(1)～(3) [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターの管理課長である出納員に対する委任事項

(1)～(4) [略]

11 [略]

12 [略]

13 地方公所(予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。)のうち、合同庁舎等を庁舎とする地方公所以外の地方公所(会計規則第2条第5号に規定する東京事務所等を除く。)並びに岩手県県税センター、岩手県漁業取締事務所及び教育事務所に係る出納員に対する委任事項

当該地方公所に係る次の事項(給料その他の給与並びに集中管理に係る報酬、共済費及び通勤に係る費用弁償に係るものを除く。)

(1) 歳入金¹の収納及び保管を行うこと(岩手県県税センター、岩手県漁業取締事務所及び教育事務所を除く。)

(2) [略]

(3) 生産物売払収入金から当該売払いに係る市場手数料を繰り替えて支払うこと(岩手県県税センター、岩手県漁業取締事務所及び教育事務所を除く。)

(4) 歳入歳出外現金等の出納及び保管を行うこと(岩手県県税センター、岩手県漁業取締事務所及び教育事務所を除く。)

(5) 物品（基金に属する動産を含む。以下12において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

(6)・(7) [略]

13 広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの管理主幹（県南広域振興局にあつては、総務部長又は総務部総務センター所長）である出納員に対する委任事項

(1) 当該広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センター（県南広域振興局にあつては、総務部又は総務部総務センター）が所管する区域に所在する広域振興局の部、室又は所に係る次の事項（1から12までに掲げるもの並びに給料その他の給与、報酬、共済費及び通勤に係る費用弁償に係るものを除く。）

ア [略]

イ 物品（基金に属する動産を含む。以下13において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

ウ・エ [略]

(2)・(3) [略]

14 広域振興局審査指導監の出納員に対する委任事項

(1) 当該広域振興局審査指導監が所管する区域（以下14において「所管区域」という。）に所在する地方公所に係る現金の出納、支出負担行為に関する確認その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。

ア・イ [略]

ウ 1から13までに掲げるもの

(2) 知事が行う工事又は財産若しくは都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第4項若しくは屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により知事が保管する工作物等若しくは広告物等（以下14において「保管工作物等」という。）の売買等に係る入札又は契約が所管区域内の合同庁舎等で行われる場合において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる歳入金の収納及び保管並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の出納及び保管を行うこと（県南広域振興局にあつては、土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るもの（イに限る。）を除く。）。

ア～エ [略]

(3)～(6) [略]

15 [略]

16 [略]

17 16に掲げるもののほか、県土整備部県土整備企画室の出納

く。）。

(5) 物品（基金に属する動産を含む。以下13及び14において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

(6)・(7) [略]

14 広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの管理主幹（県南広域振興局にあつては、総務部長又は総務部総務センター所長）である出納員に対する委任事項

(1) 当該広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センター（県南広域振興局にあつては、総務部又は総務部総務センター）が所管する区域に所在する広域振興局の部、室又は所に係る次の事項（1から13までに掲げるもの並びに給料その他の給与、報酬、共済費及び通勤に係る費用弁償に係るものを除く。）

ア [略]

イ 物品の出納及び保管を行うこと。

ウ・エ [略]

(2)・(3) [略]

15 広域振興局審査指導監の出納員に対する委任事項

(1) 当該広域振興局審査指導監が所管する区域（以下「所管区域」という。）に所在する地方公所に係る現金の出納、支出負担行為に関する確認その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。

ア・イ [略]

ウ 1から14までに掲げるもの

(2) 知事が行う工事又は財産若しくは都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第4項若しくは屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により知事が保管する工作物等若しくは広告物等（以下「保管工作物等」という。）の売買等に係る入札又は契約が所管区域内の合同庁舎等で行われる場合において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる歳入金の収納及び保管並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の出納及び保管を行うこと（県南広域振興局にあつては、土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るもの（イに限る。）を除く。）。

ア～エ [略]

(3)～(6) [略]

16 [略]

17 [略]

18 17に掲げるもののほか、県土整備部県土整備企画室の出納

<p>員に対する委任事項 [略]</p> <p><u>18</u> <u>16</u>に掲げるもののほか、議会事務局総務課の出納員に対する委任事項 (1)・(2) [略]</p> <p><u>19</u> <u>16</u>に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項 (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金(以下<u>19</u>及び<u>28</u>において「徴収金」という。)(出張して直接収納するものを除く。以下<u>19</u>において同じ。)の収納及び保管を行うこと。 (2)・(3) [略]</p> <p><u>20</u> [略]</p> <p><u>21</u> [略]</p> <p><u>22</u> [略]</p> <p><u>23</u> 環境生活部資源循環推進課の出納員に対する委任事項 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の8第2項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金(以下<u>23</u>において「徴収金」という。)の収納及び保管を行うこと。 (2)～(4) [略]</p> <p><u>24</u> [略]</p> <p><u>25</u> [略]</p> <p><u>26</u> [略]</p> <p><u>27</u> [略]</p> <p><u>28</u> [略]</p> <p><u>29</u> [略]</p>	<p>員に対する委任事項 [略]</p> <p><u>19</u> <u>17</u>に掲げるもののほか、議会事務局総務課の出納員に対する委任事項 (1)・(2) [略]</p> <p><u>20</u> <u>17</u>に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項 (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金(以下<u>20</u>及び<u>29</u>において「徴収金」という。)(出張して直接収納するものを除く。以下<u>20</u>において同じ。)の収納及び保管を行うこと。 (2)・(3) [略]</p> <p><u>21</u> [略]</p> <p><u>22</u> [略]</p> <p><u>23</u> [略]</p> <p><u>24</u> 環境生活部資源循環推進課の出納員に対する委任事項 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の8第2項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金(以下<u>24</u>において「徴収金」という。)の収納及び保管を行うこと。 (2)～(4) [略]</p> <p><u>25</u> [略]</p> <p><u>26</u> [略]</p> <p><u>27</u> [略]</p> <p><u>28</u> [略]</p> <p><u>29</u> [略]</p> <p><u>30</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	